

春日部労基だより

平成 26 年 3 号
春日部労働基準監督署
春日部市南 3-10-13
電話 048-735-5227
FAX048-735-3748

労働安全衛生管理、労務管理、労働保険などに関する情報を提供いたします。
掲載情報についてのご要望がありましたら、当署までお寄せください。

労働安全衛生法が改正されました

～労働災害を未然防止するための仕組みを充実します～

労働安全衛生法の一部を改正する法律が、平成 26 年 6 月 25 日に公布されました。

この法律の改正は、化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案など最近の労働災害の状況を踏まえ、労働者の安全と健康を確保するため、労働安全衛生対策の一層の充実を図ることを目的とするものです。

改正のポイントは、以下の 7 点です。

特に **2 のストレスチェックの実施等の義務化**については、従業員数 50 人以上の事業場は全て義務となりますので、留意して下さい。

1. 化学物質について

リスクアセスメントの実施が義務となります。(平成 28 年 6 月までに施行予定)

一定の危険性・有害性が確認されている化学物質(640 物質)による危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)の実施が事業者の義務となります。

事業者には、リスクアセスメントの結果に基づき、労働安全衛生法令の措置を講じる義務があるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講じることが努力義務となります。

上記の化学物質を製造し、または取り扱う **全ての事業者が対象**です。

2. ストレスチェックの実施等が義務となります。(平成 27 年 12 月までに施行予定)

常時使用する労働者に対して、医師、保健師等(一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士を含める予定)による心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)を実施することが事業者の義務となります。**(労働者数 50 人未満の事業場は当分の間努力義務)**

検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者に提供することは禁止されます。

検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指

導を実施することが事業者の義務となります。また、申出を理由とする不利益な取扱いは禁止されます。

面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置を講じることが事業者の義務となります。

(詳細については、今後省令で定められる予定です。)

3. 受動喫煙防止措置が努力義務となります。(平成 27 年 6 月までに施行予定)

労働者の受動喫煙防止のため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講じることが努力義務とするものです。

受動喫煙防止対策助成金をご活用下さい。(中小企業事業主が喫煙室を設置する場合、費用の 1 / 2 の助成 (上限 200 万円) を受けることができます。詳しくは以下のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/>

4. 重大な労働災害を繰り返す企業に対し、大臣が指示、勧告、公表を行う制度が導入されます。(平成 27 年 6 月までに施行予定)

厚生労働大臣が企業単位での改善計画を作成させ、改善を図らせる仕組みを創設するもので、計画作成指示などに従わない企業に対しては勧告し、それにも従わない企業については、名称を公表するという内容です。

5. 規模の大きい工場等で建設物、機械等の設置、移転等を行う場合の事前届出が廃止されます。(平成 26 年 12 月までに施行予定)

規模の大きい工場等で生産ライン等を新設・変更する場合は事前に届出が必要だったのですが、この届出が廃止されます。この他の、危険な機械等の設置・移転、大規模建設工事等の届出は廃止されず、従前のままとなります。

6. 電動ファン付き呼吸用保護具が型式検定、譲渡制限の対象となります。

7. 外国に立地する機関も検査・検定機関として登録ができるようになります。

改正は、項目ごとに施行時期が異なりますので、ご留意下さい。

厚生労働省のホームページもご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/

(春日部労働基準監督署 安全衛生課)